



ごみの分け方・出し方

祝日・振替休日も平常
どおり収集します

宇治市ごみ減量推進課
☎22-3141(代)

種別	収集日	出せるもの	出し方	
もえるごみ	週2回	<p>台所のごみ 紙くず 木切れ・刈り込み 枯葉・草・花 皮革製品(金属部分を除く) 食用油 布切れ たばこの吸い殻 紙おむつ 掃除機のごみ</p>	<p>台所のごみは必ず「水切り」をしてごみ袋へ 少量の木切れ・刈り込みなどはひもでくる(3束まで) いずれも径5cm以下のもの 多量の場合は臨時ごみ(有料)で ガムテープ 竹串は折って厚紙かガムテープでつむ 食用油(てんぷら油など)は少量ずつ紙か布にしみ込ませるが凝固剤で固まらせて出す 紙おむつは汚物を取り除いてから出す 皮革製品は金属などを取り除く 掃除機のごみは小袋に入れる 古紙類については古紙回収に出す</p>	<p>使用済み乾電池は</p> <p>透明・半透明で中身の見える袋に入れる 《乾電池》《もえるごみ》 もえるごみの日にごみと分けて出す</p>
	曜日	<p>午前地域 朝9時まで 午後地域 昼1時まで</p>	<p>ガラス・電球・コップなどは新聞紙などに包み《割れ物》と表示して透明・白色半透明で中身の見える袋に入れる シングルサイズ 2人掛け 家具は1点まで マットレスはシングルサイズまで セミダブル以上は臨時ごみ(有料)で ソファは2人掛けまで 3人掛け以上は臨時ごみ(有料)で 灰は水でしめらせる ライターは必ず中身を使い切る 透明・白色半透明で中身の見える袋に入れて《もえないごみ》と分けて出す</p> <p>《もえないごみ》 水銀の血圧計、体温計はできるだけごみ減量推進課窓口へ</p>	<p>使用済みスプレー缶 カセットボンベ缶は</p> <p>必ず使い切る 穴をあけずに 透明・白色半透明で中身の見える袋に入れる 《スプレー缶 ボンベ缶》《もえないごみ》 もえないごみの日にごみと分けて出す</p>
もえないごみ	週1回	<p>金属類 陶磁器類 ガラス類 プラスチック製品 電球・蛍光灯 家具 電化製品 ふとん・座ぶとん 自転車 灰 ゴム・スポンジ類 コンロ ストープ かさ</p>	<p>カミソリ・針などはガムテープで厚紙でつむ ふとん・カーペットはひもでくくり小さくする(2枚まで) 2m以内 ものほしは2m以内に切りくぐる 自転車は《ごみ》と表示する 石油ストーブは灯油を完全に抜き、電池を取る ガスコンロ・レンジは電池や携帯ボンベを取る 《もえないごみ》</p>	<p>《スプレー缶 ボンベ缶》《もえないごみ》 もえないごみの日にごみと分けて出す</p>
曜日	朝9時まで			

臨時ごみ(有料)

引越し、植木など定額以上の多量のごみ、通常の収集では収集できない大型・特殊なごみ(電動リクライニング付のベッド・ソファなど)、または園芸土(少量に限る)は臨時ごみ収集を申し込んでください。(有料)

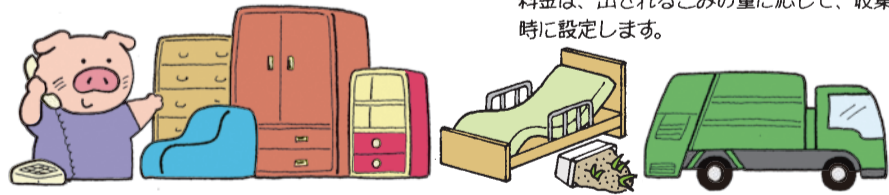
①ごみ減量推進課に申し込む

《申し込み時には》

- 氏名・住所・電話番号・出されるもの(品目・点数)を確認後、収集日を設定します。

②収集日には

- 収集車が横付けできる場所にごみを出してください(家屋内からの収集はできません)
- 立会いの上、料金を支払ってください。料金は、出されるごみの量に応じて、収集時に設定します。



犬猫等ペットの死体(有料)



ペットの死体は、有料で収集し、動物専用炉にて処理をしています。市役所への直接持込も可能です。(のら犬・猫は無料です)
収集：犬 3,300円 猫等 2,200円
持込：犬 2,200円 猫等 1,100円

ごみ袋はもえるごみ、もえないごみとも
●1度に出るのは2・3袋にしてください
●片手でもてる大きさ重さにしてください
●口はしっかりとくってください

ご協力を
お願いします



収集できないもの・収集しないもの



タイヤ、バイク 土砂、コンクリート、危険物・処理困難物(農薬・薬品・灯油・ガソリン・オイル類・ペンキ類・火薬類・ガスボンベ)、消火器、バッテリー、産業廃棄物、建築廃棄物は収集できません。購入された店、専門の業者にご相談ください。

▶使用済みバッテリーは、購入された販売店にお渡しください。

テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)・エアコン 冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機



●「リサイクル料金」「収集運搬料金」の支払いが必要です。
●詳細は、ごみ減量推進課までお問い合わせください。

パソコン



《本体》《ディスプレイ》《ノートブック》
メーカーに引き取りを依頼してください。
●「PCリサイクルマーク」の表示が無い製品については、「回収・再資源化料金」の支払いが必要となります。
●引き取るメーカーが存在しない場合は、ごみ減量推進課に連絡してください。

営業ごみ

事業所(会社・商店・飲食店・工場など)から出る営業上のごみは、市では収集しません。適正に自己処理することが義務付けられています。



※各種別のごみを出す際は、実際の収集時間にかかわらず、朝9時までに出してください。(もえるごみ午後地域のもえるごみを除く)